

川島桶川資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 1 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、職員の公務上の災害（負傷し、若しくは疾病にかかり障害が残った場合又は死亡した場合をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対し、公務災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関して必要な事項を定め、もって職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員
- (2) 川島桶川資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 1 5 号）第 2 条に規定する職員
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）の適用を受ける者

2 この条例において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第 1 号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で

定める要件に該当するものに限る。)

- 3 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 死亡見舞金
- (2) 障害見舞金
- (3) 療養見舞金

(死亡見舞金)

第4条 死亡見舞金は、職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合において、当該職員の遺族に対し支給する。

- 2 死亡見舞金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 3 死亡見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

4 死亡見舞金を受けることができる遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を代表者とし、死亡見舞金の受領者として、管理者に届け出なければならない。

5 死亡見舞金の額は、1, 500万円とする。

(障害見舞金)

第5条 障害見舞金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治癒したとき、別表第1に定める程度の身体障害が存する場合に当該職員に対し支給する。

2 障害見舞金の額は、別表第1の左欄に定める障害等級の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

3 別表第1に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

(療養見舞金)

第6条 療養見舞金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、別表第2に定める療養期間に該当する場合に当該職員に対して支給する。

2 療養見舞金の額は、別表第2の左欄に定める療養期間の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(認定)

第7条 公務上の死亡若しくは通勤による死亡の認定及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による障害の程度の認定は、第2条第1項各号に掲げる法律又は条例の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。

2 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による別表第2に定める療養期間の認定は、医師の診断書に基づいて管理者が行うものとする。

(見舞金の支給)

第 8 条 見舞金の支給は、前条の規定により認定した場合は、支給を受け
るべき遺族又は当該職員の請求を待たずに行うものとする。

（見舞金の支給制限）

第 9 条 見舞金の支給制限については、法第 3 0 条及び第 3 9 条の規定を
準用する。

（委任）

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項
は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 5 条関係）

障害等級	支給額
第 1 級	1 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円
第 2 級	1 0 , 5 0 0 , 0 0 0 円
第 3 級	9 , 0 0 0 , 0 0 0 円
第 4 級	7 , 5 0 0 , 0 0 0 円
第 5 級	6 , 7 5 0 , 0 0 0 円
第 6 級	6 , 0 0 0 , 0 0 0 円
第 7 級	4 , 5 0 0 , 0 0 0 円
第 8 級	3 , 7 5 0 , 0 0 0 円
第 9 級	3 , 0 0 0 , 0 0 0 円
第 1 0 級	2 , 2 5 0 , 0 0 0 円
第 1 1 級	1 , 5 0 0 , 0 0 0 円
第 1 2 級	1 , 2 0 0 , 0 0 0 円
第 1 3 級	7 5 0 , 0 0 0 円
第 1 4 級	5 3 0 , 0 0 0 円

備考 この表に定める障害等級に該当する身体障害は、地方公務員災害
補償法施行規則（昭和 4 2 年自治省令第 2 7 号）別表第 3 に規定する
ところによる。

別表第 2 （第 6 条関係）

療養期間	支給額
6 箇月以上	1 0 0 , 0 0 0 円
4 箇月以上 6 箇月未満	7 0 , 0 0 0 円
3 箇月以上 4 箇月未満	5 0 , 0 0 0 円
2 箇月以上 3 箇月未満	3 0 , 0 0 0 円
1 箇月以上 2 箇月未満	2 0 , 0 0 0 円
1 週間以上 1 箇月未満	1 0 , 0 0 0 円